

平成29年度 印西市立原山中学校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を及ぼす、許されない行為である。原山中学校は保護者、地域、関係機関と連携し、いじめ防止に向けて積極的に取り組んでいくものとする。

いじめとは…生徒と一定の人間関係にある他の生徒が、心理的または物理的な影響を与える行為(SNS関係を含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

いじめ防止対策について

1. いじめを未然に防止する取組

- ①生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長する学級づくりを目指す。
- ②生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図る。
- ④情報モラル教育を推進し、生徒がインターネット等の正しい利用とマナーについての理解を深め、生徒がネットいじめの加害者にも被害者にもならないように指導する。

2. いじめの早期発見の取組

- ①アンケートや教育相談を定期的実施し、生徒の小さなサインを見逃さないようにする。
- ②教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ③週1回行われている生徒指導会議において、生徒の変化を報告し合い、生徒理解に努める。
- ④スクールカウンセラーや養護教諭と連携し、いじめの早期発見に努める。

3. いじめに対する措置

- ①いじめの発見・通報を受けたら、生徒指導部を中心に組織的に対応する。
- ②スクールカウンセラー等の専門家や、警察・児童相談所等の関係機関との連携も視野に入れながら迅速に対応していく。
- ③いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見逃さない・生み出さない集団づくりを支援していく。
- ④ネット上のいじめの対応については、必要に応じて警察等とも連携して取り組む。

生徒指導会議の設置

- ①週1回の生徒指導会議の中で出てきたいじめ問題については兆候や懸念、生徒からの訴えを学年職員問わず、複数の職員の意見を集約し迅速に対応する。
- ②時に幅を広げ、全職員・スクールカウンセラー等、全職員で対応する。

重大事態への対応

- ①重大事態とは、いじめによって生徒が以下のような被害を被ったときを言う。
 - ・いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・いじめにより生徒が相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ②重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告して対応する。
- ③学校が事実に関する調査を実施する場合は、臨時生徒指導会議を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応し、結果を被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供していく。

学校の取組に対する検証と見直し

いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめに関する取組を検証するとともに、必要に応じて見直しを図る。